

〈傷害総合保険〉  
パーソナルアシスト

目々の暮らしのさまざまなリスクから  
あなたをお守りします。



# 傷害総合保険

## 「パーソナルアシスト」は

日常生活のさまざまな事故を24時間国内・国外問わずしっかり補償します。



### パーソナルアシストのしくみ

P11の「お支払いする保険金について」もあわせてご確認ください。

#### 保険金の種類

#### お支払いする保険金の額

**死亡保険金**  
 事故の発生の日から180日以内に死亡された場合にお支払いします。

**死亡・後遺障害保険金額の全額**  
 ※既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

**後遺障害保険金**  
 事故の発生の日から180日以内に後遺障害となられた場合にお支払いします。

**死亡・後遺障害保険金額** × **後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)**  
 ※保険期間が1年を超えるご契約の場合にお支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

**入院保険金**  
 事故の発生の日から1,000日以内に入院(日帰り入院を含みます。)をされた場合にお支払いします。

**入院保険金日額** × **入院日数 (1,000日限度)**

**手術保険金**  
 事故の発生の日から1,000日以内に手術を受けた場合にお支払いします。

**入院保険金日額** × **10倍(入院中) 5倍(入院中以外)**  
 ※1事故につき1回の手術に限ります。

**通院保険金**  
 事故の発生の日から1,000日以内に通院をされた場合にお支払いします。

**通院保険金日額** × **通院日数 (90日限度)**

**介護保険金**  
 事故の発生の日から181日目以降の要介護期間に対してお支払いします。

**介護保険金年額** × **要介護期間(年)**  
 ※要介護期間に端日数がある場合は、日割で計算してお支払いします。

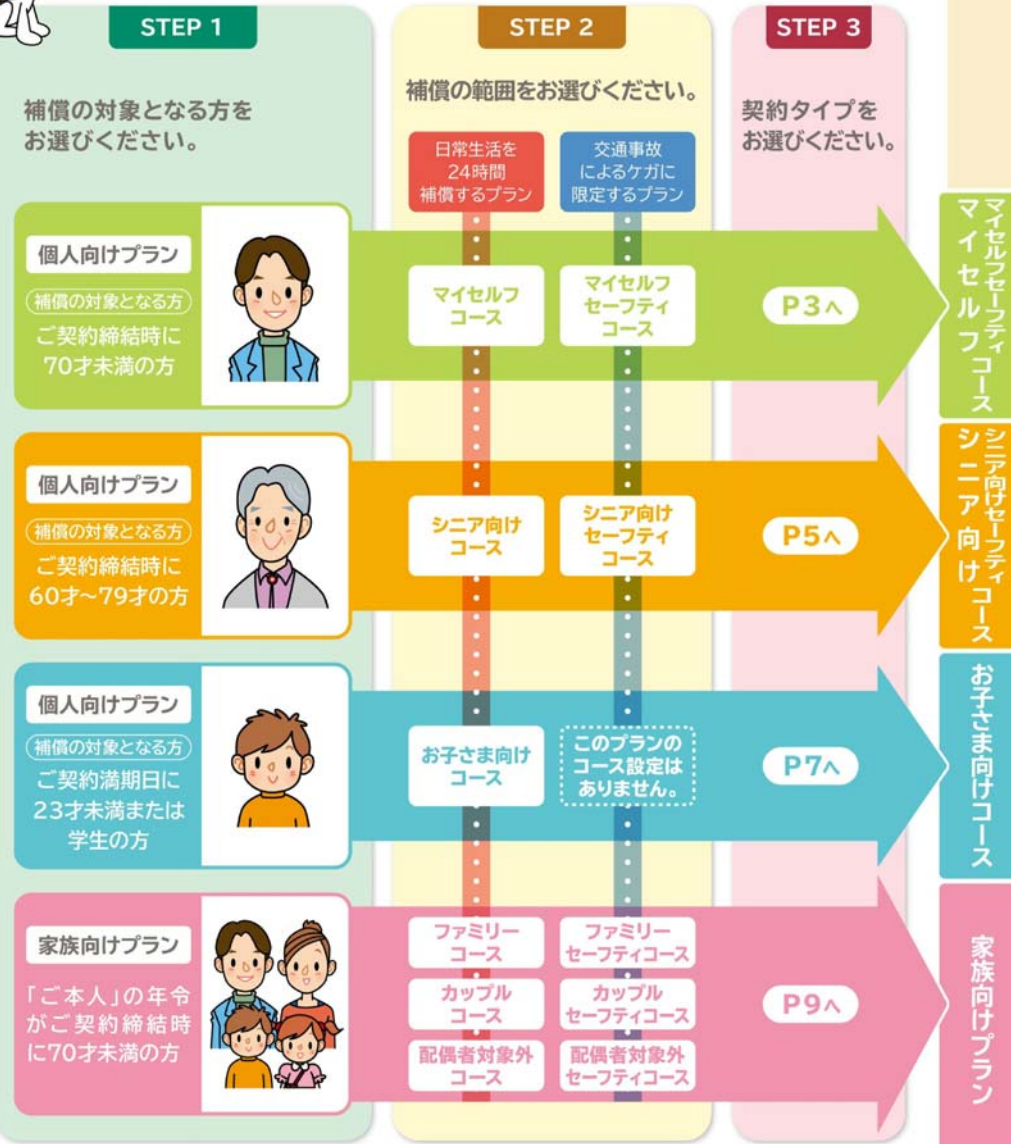
**被害事故補償保険金**  
 第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等の被害事故により、死亡されたり所定の重度の後遺障害となられた場合にお支払いします。

**所定の計算により算出した損害額** - **①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など**

シニア向けコース・シニア向けセーフティコースにおいては、「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」、「通院保険金」および「介護保険金」はお支払いの対象になりませんが、治療を受けた場合、「部位・症状別保険金」をお支払いします。なお、お支払いする保険金については、P13の「お支払いする保険金」をあわせてご確認ください。



お客さまのご希望に合わせた補償を1・2・3のステップでお選びいただけます。



※「ご本人」とは申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。

# 基本補償に充実したオプションをプラス ライフスタイルに合わせて安心をカスタマイズ



◆ 補償の対象となる方の範囲 ◆



ご本人

※申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。

補償の対象となる方

● ご契約締結時に  
70才未満の方

## 基本補償

こんなときに補償します。	マイセルフコース	マイセルフセーフティコース
1 レジャー中のケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 工作中的ケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 家庭内でのケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 旅行中のケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 交通事故によるケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 乗物の事故によって受けたケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 乗客として駅構内にある間のケガ 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 犯罪被害による死亡など 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次の5〜7の交通事故に限り、補償の対象となるのは、  
5〜7の交通事故に限り、補償の対象となるのは、

## オプション

(ご希望に合わせてセット)

こんなときに補償します。  セット可能  セット不可

**個人賠償責任危険補償特約**

マイセルフコース:     マイセルフセーフティコース:

- 自転車で歩行者にケガをさせてしまった。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。 など

**国内のみ**

**ホールインワン・アルパトロス費用補償特約**

マイセルフコース:     マイセルフセーフティコース:

- ホールインワンを達成しお祝い費用を支出した。 など

**携行品損害補償特約**

マイセルフコース:     マイセルフセーフティコース:

- バッグが置き引きにあったしまった。(注)
- ゴルフをプレー中にゴルフクラブを折ってしまった。 など

(注)置き忘れや紛失は補償されません。

**天災危険補償特約**

マイセルフコース:     マイセルフセーフティコース:

- 地震でダンスが倒れてケガをしたしまった。 など

**特定感染症危険補償特約**

マイセルフコース:     マイセルフセーフティコース:

- 特定感染症を発病したことにより入院した。 など

## お支払例

レジャー中にうっかり転倒。右足を骨折して30日間の入院中に手術を受け、退院後20日間通院した。

〈ご契約内容〉

ご契約タイプ:A32

- 死亡・後遺障害: 1,000万円
- 入院日額: 3,000円
- 通院日額: 2,000円

お支払いする保険金

- 入院保険金 3,000円 × 30日 = 90,000円
- 通院保険金 2,000円 × 20日 = 40,000円
- 手術保険金 3,000円 × 10倍 = 30,000円

合計 160,000円



## 保険料例

(保険期間: 1年)

ご契約タイプ	マイセルフコース			マイセルフセーフティコース	
	A31	A32	A33	A52	A53
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円	1,000万円	1,500万円
	入院保険金日額	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	介護保険金年額	120万円	120万円	240万円	240万円
	被害事故補償保険金額	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円
個人賠償責任(自己負担額0円)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
職種級別 A	月払保険料(注)	1,210円	2,190円	950円	1,410円
	一時払保険料	13,060円	23,950円	10,320円	15,340円
職種級別 B	月払保険料(注)	1,570円	2,930円	職種級別Aと同じ保険料となります。	
	一時払保険料	17,180円	31,910円		

ご契約タイプ	マイセルフコース					
	A62	A63	C32	C33	B32	
傷害	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,500万円	1,000万円	1,500万円	1,000万円
	入院保険金日額	3,000円	4,500円	3,000円	4,500円	3,000円
	通院保険金日額	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円
	介護保険金年額	120万円	240万円	120万円	240万円	120万円
	被害事故補償保険金額	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円
個人賠償責任(自己負担額0円)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
その他特約	携行品 20万円	携行品 30万円	—	—	—	
	ホールインワン 50万円	ホールインワン 100万円	—	—	—	
職種級別 A	月払保険料(注)	2,900円	4,660円	2,430円	3,670円	2,380円
	一時払保険料	31,640円	50,810円	26,520円	39,940円	25,920円
職種級別 B	月払保険料(注)	3,640円	5,750円	3,160円	4,770円	3,100円
	一時払保険料	39,600円	62,880円	34,480円	52,010円	33,880円

(注)月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても口座振替をご利用いただけます。※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社にご相談ください。

- 職種級別 A 職種級別 B以外の方
- 職種級別 B 農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員



ご本人

※申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。

補償の対象となる方

●ご契約締結時に60才～79才の方

●職種別Aの方

農林業作業、漁業作業、採掘・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業以外の方



# 備えあれば憂いなし 日常生活やレジャーに安心をプラス 地震や噴火などの思いがけないケガにもしっかり対応

**Point 1** 日常のケガはもちろん地震や噴火、津波によるケガも補償！  
天災危険補償特約が自動セットされています。

**Point 2** ケガの「部位」と「症状」に応じて迅速に保険金をお支払い！  
偶然な事故によりケガをした場合に、部位・症状別保険金額に、部位・症状別保険金支払倍率を乗じた額をお支払いしますので、治療中でもケガの部位・症状が確定すれば保険金をお支払いすることが可能です。

## 基本補償

「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」、「通院保険金」および「介護保険金」はお支払いの対象になりません。

こんなときに補償します。

	シニア向けコース	シニア向けセーフティコース
1 レジャー中のケガ	○	○
2 仕事中のケガ	○	○
3 家庭内でのケガ	○	○
4 旅行中のケガ	○	○
5 交通事故によるケガ	○	○
6 乗物の事故によって受けたケガ	○	○
7 乗客として駅構内にいる間のケガ	○	○
8 犯罪被害による死亡など	○	○

5 補償の対象となるのは次の7の交通事故に限ります。

## オプション

(ご希望に合わせてセット)

こんなときに補償します。

セット可能：○ セット不可：—

### 個人賠償責任危険補償特約

- シニア向けコース：○  
シニア向けセーフティコース：○
- 飼犬が散歩中、他人に飛びつきケガをさせてしまった。
  - 買い物中、誤って商品を壊してしまった。など



◆天災危険補償特約 ◆携行品損害補償特約



## ◆部位・症状別保険金のお支払いについて

ケガをされた「部位・症状」に応じ、部位・症状別保険金額に、部位・症状別保険金支払倍率を乗じた額をお支払いします。

(部位・症状別保険金支払倍率表(抜粋)) (単位:倍)

部位	頭		上肢		下肢	
	部	指以外	手	指	足指以外	足指
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫など	5	5	5	5	5	5
挫創、挫滅創または切創	15	10	10	10	10	10
骨折または脱臼	65	35	20	65	25	25

### 部位・症状別保険金のお支払い例

階段から誤って転倒。  
右足**大腿骨を骨折(65倍)**し、20日間入院した。

〈契約内容〉ご契約タイプ:S1 ●部位・症状別保険金額7,000円

お支払いする保険金

7,000円 × 65倍 = 455,000円

※治療日数の合計が1日以上5日未満の場合は、部位・症状別保険金額を1倍した額となります。



## ◆保険料例

(保険期間:1年)

左記「基本補償」①～⑧を補償するプラン		60～74才の方			60～79才の方	
ご契約タイプ		S1	S2	S3	S4	S5
シニア向けコース	死亡保険金額	700万円	500万円	300万円	200万円	100万円
	部位・症状別保険金額	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円
	被害事故補償保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任(自己負担額0円)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害(1事故につき自己負担額3,000円)	50万円	30万円	20万円	20万円	20万円	
月払保険料(注)	個人賠償責任あり	2,390円	1,960円	1,560円	1,270円	980円
一時払保険料	個人賠償責任あり	26,110円	21,450円	17,010円	13,860円	10,710円
	個人賠償責任なし	25,190円	20,530円	16,090円	12,940円	9,790円

左記「基本補償」⑤～⑧を補償するプラン		60～74才の方			60～79才の方	
ご契約タイプ		S6	S7	S8	S9	S10
シニア向けセーフティコース	死亡保険金額	700万円	500万円	300万円	200万円	100万円
	部位・症状別保険金額	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円
	被害事故補償保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任(自己負担額0円)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害(1事故につき自己負担額3,000円)	50万円	30万円	20万円	20万円	20万円	
月払保険料(注)	個人賠償責任あり	910円	720円	550円	480円	400円
一時払保険料	個人賠償責任あり	10,010円	7,930円	6,070円	5,220円	4,370円
	個人賠償責任なし	9,090円	7,010円	5,150円	4,300円	3,450円

(注)月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても口座振替をご利用いただけます。



お孫さまの笑顔を守るため、  
育英費用の補償をセットした傷害保険のプレゼントはいかがですか？

P8をあわせてご覧ください。

お子さま向けコース



お子さまの笑顔を守るため、ケガの補償に加え、扶養者に万一のことがあった場合の費用も補償

◆補償の対象とすることができるお子さまの範囲◆



ご本人

※申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。

次のいずれかのお子さまを補償の対象とすることができます。

- 1 ご契約満期日に満23才未満の方
- 2 学校教育法に定める次の学校の学生および生徒(入学手続を終えた方を含みます。)
  - 大学(大学院および短期大学を含みます。)の学生
  - 高等学校(中等教育学校の後期課程の学生および高等専門学校の学生を含みます。)の生徒
  - 特別支援学校の高等部の生徒
  - 専修学校および各種学校の生徒(ただし、教育基本法に定める義務教育を終了した方に限ります。)

◆ご注意◆ お子さま2名以上を補償の対象とする場合は、それぞれ個別にご契約いただく必要があります。

補償の対象となる方

- ご契約満期日に23才未満または学生および生徒の方

Point 1 お子さまの扶養者の方に万が一のことがあったときには、「育英費用」・「学業費用」をお支払いします。

※「育英費用」・「学業費用」とどちらか一方のみを補償するご契約もできます。

Point 2 オプションで「熱中症危険補償特約」をお選びいただけます。



基本補償

こんなときに補償します。

こんなときに補償します。	お子さま向けコース
1 レジャー中のケガ	○
2 幼稚園、学校などでのケガ	○
3 家庭内でのケガ	○
4 旅行中のケガ	○
5 交通事故によるケガ	○
6 乗物の事故によって受けたケガ	○
7 乗客として駅構内にある間のケガ	○
8 犯罪被害による死亡 など	○

交通事故によるケガに限定するプランの設定はありません。

オプション

(ご希望に合わせてセット)

こんなときに補償します。

- 熱中症危険補償特約**  
●クラブ活動中に熱中症で倒れた。 など
- 個人賠償責任危険補償特約**  
●キャッチボールで他人の家のガラスを割ってしまった。 など
- 携行品損害補償特約**  
●クラブ活動中にテニスラケットを折ってしまった。 など
- 救援者費用等補償特約**  
●修学旅行先でケガにより14日以上入院し、両親がかけつけた。 など
- 特定感染症危険補償特約**  
●特定感染症を発病したことにより入院した。 など

お支払例

お子さまが、料理中のお母さんの手伝い中に鍋のお湯をかぶってしまい、重度の火傷。10日間の入院中に手術を受け、退院後20日間通院した。

〈ご契約内容〉

- ご契約タイプ:K
- 死亡・後遺傷害:200万円
  - 入院日額:2,000円
  - 通院日額:1,000円

お支払いする保険金

入院保険金	2,000円 × 10日	=	20,000円
通院保険金	1,000円 × 20日	=	20,000円
手術保険金	2,000円 × 10倍	=	20,000円

合計 60,000円



◆保険料例 (下表の全てのタイプには熱中症危険補償特約がセットされています。)

(保険期間:1年)

ご契約タイプ	K	M		Q	
		幼稚園	小学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
傷害	死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	300万円	500万円
	入院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円	4,500円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	介護保険金年額	120万円	120万円	120万円	120万円
	被害事故補償保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
救援者費用	—	100万円	100万円	200万円	
育英費用	500万円	500万円	500万円	1,000万円	
学業費用	—	学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 4年)	学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 1年)	学資費用 100万円 進学費用 100万円 (支払対象期間 1年)	
携行品損害	—	—	—	20万円	
月払保険料(注)	1,060円	1,820円	1,660円	2,660円	
一時払保険料	11,420円	19,770円	18,030円	28,990円	

(注)月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても口座振替をご利用いただけます。 ※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社にご照会ください。 ※学業費用の支払対象期間は在籍する学校を卒業するまでとなります。

おじいちゃん おばあちゃん

〈傷害総合保険〉  
**天使のお守り**

お孫さまのケガや、お孫さまの扶養者に万が一のことがあった場合の育英費用を補償する保険として、「天使のお守り」をプレゼントしてはいかがでしょうか？  
ご入学(ご入園)のお祝いとして、また、ご卒業(ご卒園)にあわせたと契約も可能です。

※「天使のお守り」はお子さま向けコースを個別に設計した傷害総合保険となります。  
※「天使のお守り」の詳細につきましては専用のリーフレットまたは弊社ホームページをご参照ください。

お子さま向けコース



## 家族向けプラン

基本補償に充実したオプションをプラス  
ご家族の安心をお約束

### ◆補償の対象となる方の範囲◆

ファミリーコース  
ファミリーセーフティコース

【被保険者】  
・ご本人(注1)  
・配偶者  
・その他家族(注2)



カップルコース  
カップルセーフティコース

【被保険者】  
・ご本人(注1)  
・配偶者



配偶者対象外コース  
配偶者対象外セーフティコース

【被保険者】  
・ご本人(注1)  
・その他家族(注2)



(注1) 申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。

(注2) 「ファミリーコース」ではご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)をいいます。「配偶者対象外コース」では、配偶者以外の本人と生計を共にする同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)をいいます。ご親族とは、ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※上記の統柄は傷害、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

補償の対象となる方

●ご本人の年齢が、  
ご契約締結時に  
70才未満の方

## 基本補償

こんなときに  
補償します。

### 1 レジャー中のケガ



### 2 工作中的ケガ



### 3 家庭内でのケガ



### 4 旅行中のケガ



### 5 交通事故によるケガ



### 6 乗物の事故によって受けたケガ



### 7 乗客として駅構内にいる間のケガ



### 8 犯罪被害による死亡など



ファミリーコース  
カップルコース  
配偶者対象外コース

ファミリーセーフティコース  
カップルセーフティコース  
配偶者対象外セーフティコース

次の5〜7の交通事故に限り、補償の対象となります。

## オプション

(ご希望に合わせてセット)

こんなときに補償します。

セット可能：○  
セット不可：-

### 個人賠償責任危険補償特約

ファミリー・カップル・配偶者対象外コース：○  
ファミリー・カップル・配偶者対象外セーフティコース：○

- 買った物中、誤って商品を壊してしまった。
- 自転車で行き先でケガをさせてしまった。



### 国内のみ ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

ファミリー・カップル・配偶者対象外コース：○  
ファミリー・カップル・配偶者対象外セーフティコース：-

- ホールインワンを達成しお祝い費用を支出した。



### 携行品損害補償特約

ファミリー・カップル・配偶者対象外コース：○  
ファミリー・カップル・配偶者対象外セーフティコース：○

- カメラを落として壊してしまった。



### 天災危険補償特約

ファミリー・カップル・配偶者対象外コース：○  
ファミリー・カップル・配偶者対象外セーフティコース：○

- 地震でダンスが倒れてケガをしました。



### 特定感染症危険補償特約

ファミリー・カップル・配偶者対象外コース：○  
ファミリー・カップル・配偶者対象外セーフティコース：-

- 特定感染症を発病したことにより入院した。

### お支払例

〈ご契約内容〉

ご契約タイプ:A12	本人	その他家族
●死亡・後遺傷害	1,000万円	500万円
●入院日額	3,000円	1,500円
●通院日額	2,000円	1,000円

休日に父娘で移動中、乗っていたバスが接触事故を起こした。その衝撃で、父娘2人は左腕を骨折。父娘とも20日間通院した。

### お支払いする保険金

通院保険金(父) 2,000円 × 20日 = 40,000円  
通院保険金(娘) 1,000円 × 20日 = 20,000円

合計  
60,000円



### ◆保険料例

ご契約タイプ	ファミリーコース									ファミリーセーフティコース			
	基本補償+個人賠償						基本補償+個人賠償+天災危険補償			交通傷害限定+個人賠償			
	A11			A12			C12			A52			
被保険者	本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者	その他家族	
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	400万円	300万円	1,000万円	750万円	500万円	1,000万円	750万円	500万円	1,000万円	750万円	500万円
	入院保険金日額	1,500円	1,500円	1,000円	3,000円	2,500円	1,500円	3,000円	2,500円	1,500円	3,000円	2,500円	1,500円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	500円	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,500円	1,000円
	介護保険金年額	120万円			120万円			120万円			120万円		
被害事故補償保険金額	3,000万円			3,000万円			3,000万円			3,000万円			
個人賠償責任(自己負担額0円)	3,000万円			3,000万円			3,000万円			3,000万円			
職種別 A	月払保険料(注)	3,470円			5,800円			6,450円			1,950円		
	一時払保険料	37,630円			63,490円			70,420円			21,260円		
	職種別 B	3,830円			6,540円			7,180円			職種別 A と同じ保険料となります。		
職種別 B	月払保険料(注)	41,750円			71,450円			78,380円			職種別 A と同じ保険料となります。		
	一時払保険料	41,750円			71,450円			78,380円			職種別 A と同じ保険料となります。		
	職種別 A	41,750円			71,450円			78,380円			職種別 A と同じ保険料となります。		

ご契約タイプ	カップルコース						カップルセーフティコース				
	基本補償(夫婦)+個人賠償				基本補償(夫婦)+個人賠償+天災危険補償		交通傷害限定(夫婦)+個人賠償				
	A21		A22		C22		A52				
被保険者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	本人	配偶者	
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	400万円	1,000万円	750万円	1,000万円	750万円	1,000万円	750万円	1,000万円	750万円
	入院保険金日額	1,500円	1,500円	3,000円	2,500円	3,000円	2,500円	3,000円	2,500円	3,000円	2,500円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円
	介護保険金年額	120万円		120万円		120万円		120万円			
被害事故補償保険金額	3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円				
個人賠償責任(自己負担額0円)	3,000万円		3,000万円		3,000万円		3,000万円				
職種別 A	月払保険料(注)	2,140円		3,670円		4,100円		1,430円			
	一時払保険料	23,100円		40,170円		44,720円		15,530円			
	職種別 B	2,500円		4,410円		4,830円		職種別 A と同じ保険料となります。			
職種別 B	月払保険料(注)	27,220円		48,130円		52,680円		職種別 A と同じ保険料となります。			
	一時払保険料	27,220円		48,130円		52,680円		職種別 A と同じ保険料となります。			
	職種別 A	27,220円		48,130円		52,680円		職種別 A と同じ保険料となります。			

(注) 月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても口座振替をご利用いただけます。※上記プランは一例です。詳細は取扱代理店または弊社にご相談ください。

職種別 A 職種別 B 以外の方

職種別 B 農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

お支払いする保険金について

●「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
1 死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ②無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転によるケガ ③脳疾患、疾病または心神経失調によるケガ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥山岳登山(注1)、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ (注1)「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))をいいます。 (注2)航空機にはグライダーおよび飛行船を含みません。 (注3)「超軽量動力機」とは、モーター・ハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。
2 後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。 ※1 保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
3 入院保険金	事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて、1,000日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
4 手術保険金	事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	①入院中に受けた手術:入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術:入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限ります。	
5 通院保険金	事故によるケガのため、通院された場合	事故の発生の日からその日を含めて、1,000日以内の通院日数1日につき、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。	
6 介護保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により約款に規定する要介護状態と認められた場合	事故の発生の日から181日目以降の要介護期間に対して、要介護状態であるかぎり、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。(要介護期間に端日数がある場合は、日割計算します。)	⑦妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものなど
7 被害事故補償保険金	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(普通保険約款に規定する算定基準によります。))から、次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度として保険金をお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険(共済)からの給付 ③加害者等から取得した賠償金 ④労働者災害補償制度による給付 ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 ⑥その他同種の保険(共済)からの給付	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故 ④頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものなど

特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波(随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故を含みます。))によりケガを負い、上記①~⑥の保険金をお支払いする場合に該当するときは(被害事故補償保険金を除きます。)	上記①~⑥の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金をお支払いします。	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金に同じ。ただし、天災危険補償特約については④を除きます。
熱中症危険補償特約	日射または熱射により身体に障害を負い、上記①~⑥の保険金をお支払いする場合に該当するときは(被害事故補償保険金を除きます。)	上記②・③・⑤の後遺障害保険金、入院保険金(注)を発病し、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の保険金をお支払いする場合に該当するときは、発病の日からその日を含めて180日以内に被保険者が死亡したことにより、親族が葬祭費用を負担したとき (注)補償の対象となる「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に定める第1類から第3類までの感染症で、具体的には次のとおりです。 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルスに属する)、鳥インフルエンザ(H5N1)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含む)、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス (2014年11月現在)	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による発病 ②戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる発病 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波による発病 ④新規にご契約される場合、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内の発病 など
特定感染症危険補償特約(葬祭費用補償)			

特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約(*)	被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上その損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要と有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しうるとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」がご利用いただけます。 ※2 他の保険契約等から保険金がお支払された場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①故意、暴行、殴りによる損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任 など
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技(注)中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合(注)「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上のホールを正規にラウンドすることをいいます。	1回の達成につき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度に、償還上負担する次の費用をお支払いします。 ①贈り物記念品購入費用(現金、有価証券、商品券などは除きます。) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 など	①ゴルフの競技または指導を職業としている者の行ったホールインワン・アルバトロス ②ゴルフ場の経営者あるいは従業員がそのゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス ③日本国外でのホールインワン・アルバトロス など
携行品損害補償特約	外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)に損害が生じた場合 ※次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ①船舶・航空機・自動車・バイク・ゴーカート ②自転車・サーフボード・ラジコン模型 ③携帯電話・携帯型パソコン ④義歯・コンタクトレンズ・眼鏡 ⑤動物・植物 ⑥手形・印紙・切手 ⑦預金証書・クレジットカード など	被害物の時価(注)を基準に算定した損害額から自己負担額(1事故につき3,000円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、長期保険特約をセットされる場合は保険年度ごとに携行品損害の保険金額を限度とします。 (注)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 ※1個、1組または1対のものについては10万円、現金・乗車券・宿泊券などについては合計して5万円を限度とします。	①故意または重大な過失による事故 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ねずみ食い、虫食い ④自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥 ⑤機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ等 ⑥電氣的・機械的故障、置き忘れまたは紛失 など
救護者費用等補償特約	次のいずれかに該当したとき ①被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合 ③急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要となること警察などにより確認された場合 ④被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が支出した次の費用をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて救護者費用保険金額が限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地(注)に赴く被保険者の親族の交通費(2名分まで)、現地(注)でのホテル室料(2名分までかつ1名につき14日分まで) ③現地(注)からの移送費用 ④諸雑費(左記①~④に該当する事由が国外で発生した場合20万円限度、左記①~④に該当する事由が国内で発生した場合3万円限度) (注)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金に同じ
育児費用補償特約	《育児費用補償特約・学業費用補償特約共通》 「被保険者の扶養者が、事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。))または重度後遺障害が生じたために、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合	育児費用保険金額の全額をお支払いします。 (学業費用保険金) 被保険者が支払対象期間(注)に学業費用(授業料等の学校に納付する費用)を在学期間中に毎年必要な費用を負担した場合に、支払対象期間(注)の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ③扶養者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転によるケガ ④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑦戦争(テロ行為を除きます。)、暴動、核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑧扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 など
学業費用補償特約	《進学費用補償特約》 被保険者が支払対象期間(注)に進学費用(進学する学校に納付する費用のうち、入学金や納付が義務付けられている学業費用以外の費用)を負担した場合に、支払対象期間(注)を通じて進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお支払いします。 (注)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。		



お子さま向けプランの特約

(\*)被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任危険補償特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

## お支払いする保険金について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
1 死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ②無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転によるケガ ③脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑤山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ (注1)「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (注2)航空機にはグライダーおよび飛行船を含みません。 (注3)「超軽量動力機」とは、モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を含みません。
2 部位・症状別保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に医師の治療を必要とした場合	①治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合は、部位・症状別保険金額を1倍した額をお支払いします。 ②治療日数の合計が5日以上の場合は、部位・症状別保険金額に、傷害を被った部位・症状に対する保険金支払率(5~120倍)を乗じた額をお支払いします。	⑥妊娠、出産、産後または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑦頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など
3 被害事故補償保険金	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またははき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(普通保険約款に規定する算定基準によります。)から、次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険(共済)からの給付 ③加害者等から取得した賠償金 ④労働者災害補償制度による給付 ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 ⑥その他同種の保険(共済)からの給付	①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ②戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故 ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ④被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故 (1)被保険者の配偶者 (2)被保険者の直系血族 (3)被保険者の3親等以内の親族 (4)被保険者の同居の親族 など

特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約(*)	被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いすることができます。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」がご利用いただけます。 ※2 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①故意、暴行、殴りによる損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任 など

(\*)被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任危険補償特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)に損害が生じた場合 ※次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ①船舶・航空機・自動車・バイク・ゴカート ②自転車・サーフボード・ラジコン模型 ③携帯電話・携帯型パソコン ④歯茎・コンタクトレンズ・眼鏡 ⑤動物・植物 ⑥手形・印紙・切手 ⑦預金証書・クレジットカード など	被害物の時価(注)を基準に算定した損害額から自己負担額(1事故につき3,000円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、長期保険特約をセットされる場合は保険年度ごとに携行品損害の保険金額を限度とします。 (注)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 ※1個、1組または1対のものについては10万円、現金・乗車券・宿泊券などについては合計して5万円を限度とします。	①故意または重大な過失による事故 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ねずみ食い、虫食い ④自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥 ⑤機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ等 ⑥電氣的・機械的の事故、置き忘れまたは粉ふ など

## パーソナルアシスト よくあるご質問



**Q** 交通傷害に限定した契約に加入しましたが、自転車運転中の事故によるケガは補償されますか?

**A** 補償されます。

なお、自転車運転中の事故により他人にケガをさせましたときは、個人賠償責任危険補償特約により損害賠償金を補償します。



**Q** 海外旅行や留学中のケガも補償されますか?

**A** 補償されます。

なお、海外の高額な治療費と現地での急病にそなえて「海外旅行保険」もあわせてご契約されることをおすすめします。



**Q** ゴルフプレー中の事故も補償されますか?

**A** 以下の特約の組み合わせにより補償されます。



・ゴルフプレー中のご自身のケガ ▶基本補償

・打ったボールを他人にぶつけてしまった ▶個人賠償責任危険補償特約

・ゴルフ用品の破損・盗難 ▶携行品損害補償特約

・ホールインワンを達成しお祝い費用を支出した ▶ホールインワン・

アルパトロ費用補償特約



## 用語のご説明

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

用語	定義
要介護期間	事故の発生日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
被害事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ①人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故 ②運行中の自動車に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限りません。
保険期間	保険のご契約期間をいい、申込書に記載の保険期間をいいます。
保険年度	保険期間の初日およびそれぞれの保険期間の初日(応当日)から1年間をいいます。

## 交通傷害に限定したご契約で補償されるケガ(セーフティコース)

- 運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、車いす、シニアカーなど)との衝突、接触などによるケガ
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故によるケガ
- 乗客として駅構内(改札口の内侧)にいる間の事故によるケガ
- 道路通行中に、工作用自動車と衝突・接触したことなどによるケガ など

※セーフティコースは、交通事故傷害危険のみ補償特約がセットされます。

## ご契約の際のご注意

- ① 保険会社に危険に関する重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)  
申込書に★が付された事項に事実と異なる記載をした場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ② 死亡保険金受取人の指定について  
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。
- ③ 保険契約の無効について  
上記②のほか、ご契約の際、次の事実がある場合は、保険契約は無効となります。
  - 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ④ 死亡保険金額の上限額について  
以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名あたり、1,000万円となりますのでご注意ください。  
ア 被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15才未満の場合  
イ 契約者と被保険者が異なり、かつ被保険者の同意がない場合  
また、家族特約付契約の場合、被保険者本人の配偶者および親族のご契約いただける死亡・後遺障害保険金額については、ご契約条件にかかわらず、他の保険契約などと合算して、被保険者1名あたり1,000万円となります。

## ご契約後のご注意

- ① 保険証券  
ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会ください。
- ② ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務(通知義務)  
ご契約後、契約内容に次の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
  - 被保険者ご本人の職業・職務を変更された場合その他、通知義務ではありませんが、ご契約者の住所を変更された場合にも取扱代理店または弊社にご連絡ください。

## 補償の重複に関するご注意

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。  
※1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■ 補償が重複する可能性のある主な特約

- 個人賠償責任危険補償特約(自動車保険・火災保険等)
- ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(ゴルファー保険等)

## その他

### 【家族向けプランについて】

ご親族それぞれの方のお名前について、申込書への記入は不要です。

### 【お子さま向けプランについて】

申込書被保険者欄に記入されたお子さまが補償の対象となります。お子さま2名以上を補償の対象とする場合は、それぞれ個別にご契約いただく必要があります。

## 事故発生の場合

### ① 事故の通知

この保険で補償される事故等が生じた場合には、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店に事故の内容および保険証券番号などをご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ② 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約の事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額を承認された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。なお、日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」がご利用いただけます。詳細については、取扱代理店または弊社にご照会ください。

### ③ 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態などの事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人(注)がいないときに、その被保険者と同居する配偶者(注)の方などがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。  
(注)法律上の配偶者をいいます。

- この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき、保険金、解約返戻金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

- 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「傷害総合保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

 **朝日火災海上保険株式会社**  
〒101-8655  
東京都千代田区神田美土代町7番地  
TEL 03-3294-2111(大代表)  
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

**朝日火災 あんしんダイヤル**  
事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤル  
または取扱代理店にご連絡ください。  
**0120-120-555**  
受付時間: 24時間 365日

● お問い合わせ先